

事務事業名		監査執行事務				☐ 実施計画登載事業 ☐ 総合戦略登載事業	
政策体系	政策名	017 自立した行政経営の確立				事業期間	
	施策名	30 効率的で質の高い行政運営の推進					
	基本事業名	011 成果重視の行政運営の推進				☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 昭和27 年度～)	
根拠法令		地方自治法第199条及び地方公営企業法第30条ほか				予算科目 会計 款 項 目 事業 01 02 06 01 01	
所属	部課名	監査委員事務局					
	課長名	伊藤 真紀子					
	係名	庶務係	電話	27-3111			
	担当者	佐々木 愛	内線	333			
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 法令に基づき、例月現金出納検査、決算審査、定期監査、財政健全化法による審査等を実施する。 事業費は、監査委員の報酬及び費用弁償、実務書籍の追録代、決算審査意見書の印刷製本費等である。 ① 例月現金出納検査：市の現金出納を毎月期日を定めて検査する。 ② 決算審査：一般会計、特別会計、公営企業会計の決算、及び基金の運用状況が適正か審査する。 ③ 定期監査：毎年度、市の財務に関する事務の執行等を監査する。 ④ 財政健全化・経営健全化審査：市の健全化判断比率、資金不足比率が適正か審査する。 このほか、必要に応じ、行政監査、財政援助団体等の監査を実施している。						事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 ☒ E 一般(A～D以外)	
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 法令に基づき、例月現金出納検査、決算審査、定期監査、財政健全化法による審査等を実施する。 事業費は、監査委員の報酬及び費用弁償、実務書籍の追録代、決算審査意見書の印刷製本費等である。 ① 例月現金出納検査：市の現金出納を毎月期日を定めて検査する。 ② 決算審査：一般会計、特別会計、公営企業会計の決算、及び基金の運用状況が適正か審査する。 ③ 定期監査：毎年度、市の財務に関する事務の執行等を監査する。 ④ 財政健全化・経営健全化審査：市の健全化判断比率、資金不足比率が適正か審査する。 このほか、必要に応じ、行政監査、財政援助団体等の監査を実施している。						全体計画(※期間限定複数年度のみ) 総投入量(千円) 事業費 財源内訳 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A) 0 人件費 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計(B) 0 トータルコスト(A)+(B) 0	

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

例月現金出納検査(毎月定期的に実施・出納閉鎖期間は2年度分)、決算審査、定期監査(市内財務事務等の監査34部署、出先機関14部署)、財政援助団体等監査(出資団体1団体、公の施設の指定管理者1団体)等を実施した。

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

例月現金出納検査(毎月)、決算審査、財政健全化審査、定期監査(全課等財務事務等の実査)、財政援助団体等監査(出資団体1団体、公の施設の指定管理者及び補助金等交付団体)等を実施する。

② 対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等

一般会計・特別会計等の例月現金出納検査
定期監査対象部署等
財政援助団体等

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

監査等の実施により、財務事務等の適切な処理と効率的・効果的な事務事業の執行につながる。

④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)

監査や審査において、指摘された事務事業の改善や、指導・助言により効率的・効果的な事務執行がなされ、より質の高い行政運営につながる。

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 例月現金出納検査 伝票審査割合	%
イ 定期監査 実施部署数	部署
ウ 財政援助団体等監査 実施団体件数	件

⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 例月現金出納検査 対象月数	月
キ 定期監査 対象部署数	部署
ク 財政援助団体等監査 対象団体件数	件

⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

名称	単位
サ 定期監査 指摘件数	件
シ 財政援助団体等監査 指摘件数	件
ス 口頭指導の件数	件

(2) 総事業費・指標等の推移

	年度	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(目標)
投入量	事業費	国庫支出金	千円					
		都道府県支出金	千円					
		地方債	千円					
		その他	千円					
		一般財源	千円	2,085	2,142	2,042	2,042	2,145
		事業費計(A)	千円	2,085	2,142	2,042	2,042	2,145
	人件費	正規職員従事人数	人	3	3	3	3	3
		延べ業務時間	時間	4,026	4,097	4,096	4,156	4,050
		人件費計(B)	千円	16,104	16,388	16,384	16,624	16,200
		トータルコスト(A)+(B)	千円	18,189	18,530	18,426	18,666	18,345
⑤活動指標	ア	%	100	100	100	100	100	100
	イ	部署	40	40	43	45	48	40
	ウ	件	3	2	2	2	2	2
⑥対象指標	カ	月	14	14	14	14	14	14
	キ	部署	71	72	70	71	68	68
	ク	件	742	743	755	756	759	759
⑦成果指標	サ	件	0	0	0	0	0	0
	シ	件	0	0	0	0	0	0
	ス	件	-	-	-	-	8	0

事務事業ID	0769	事務事業名	監査執行事務
--------	------	-------	--------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

地方自治法、地方公営企業法、及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく自治事務である。昭和27年大船渡市市制施行と同時に開始された。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

昭和22年制定の地方自治法等に基づく事務で、財務事務監査が主なものであったが、平成3年に行政監査制度、平成9年に外部監査人制度が導入された。平成20年度から地方公共団体財政健全化法に基づく財政健全化審査制度を実施。平成26年度より大船渡市水道事業会計では、改正後の地方公営企業会計基準を適用した。平成29年に監査制度の充実強化のための地方自治法の改正があり、各自治体において監査基準を定め、令和2年度よりこの基準に従って監査を実施することとなった。また、下水道、漁業集落排水、簡易水道事業特別会計が令和2年度より公営企業会計に移行した。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

特になし

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 適正な財務処理と、効率的かつ効果的な事務事業の執行についての指摘・指導等を行うことにより、効率的で質の高い行政運営、健全な公営企業事業の運営及び出資・補助団体の適正な事業活動の推進に結びつく。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 地方自治法等の法令に定められた自治事務であり、監査委員には、地方公共団体等における事務事業の執行の適否を監視することについて住民からの負託がある。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 対象と意図は、地方自治法等の法令に定められた範囲である。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地がある ⇒【理由】 ☐ 向上余地がない ⇒【理由】 事務事業の効率性、有効性を主眼とした監査の実施を検討していく。 時代の変化に即応した多角的な着眼、高度・専門的な監査技術の習得のため、監査委員及び事務補助職員の研修調査活動の充実を図る。住民に明確でわかりやすい監査結果の情報提供を行う。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 地方自治法等の法令に基づくものであり、廃止・休止すると法令違反となる。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 監査委員の報酬及び費用弁償、実務書籍の追録代が主な費用であり、追録書籍も必要最小限のもので事業費削減は難しい。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げるにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 監査委員事務局は、監査委員を補助するために設置された組織であり、監査委員が監査する前の事前監査・調査等を行っている。また、現金出納検査、定期監査、決算審査等の個々の監査を有機的に連携させ、効率的な監査となるよう努めている。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 各法令に基づく自治事務であり、全額公費により措置されるべきもので、受益者負担を求めるべきものではない。 監査対象については、監査基準に基づき監査委員が判断しており、公平・公正となっている。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性		(2) 改革・改善による期待成果																						
1 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む)  3 終了・廃止・休止		左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要) 																						
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																								
- 事務事業の効率化と有効性の向上に資する監査とするため、変化に即した手法・着眼点となるよう研修調査活動の充実を図る。 - 住民に監査結果を伝えるため、ホームページ等で情報提供する。 - 財務事務研修等の機会の充実を関係各課に要望する。		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td>●</td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td></td><td>×</td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上		●		維持			×	低下		×	×
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上		●																					
	維持			×																				
	低下		×	×																				

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
1 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止	監査の適切かつ有効な実施を図るため、監査資源(人的資源・時間的資源)を、よりリスクの高い分野に配分して行く。 また、監査等の結果の公表については、住民にわかりやすい表現となるよう努める。